平成３０年（フ）第３４２号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目３番５―306号
債務者　古川　守生
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　貴之
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３４７号
千葉県市原市国分寺台中央１丁目２番地６　レオパレスクレール105
債務者　神崎　孝子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真一
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３０号
千葉県茂原市高師258番地２（グリーンステージ102）
債務者　栴　　真一
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　一成
4　破産債権の届出期間　平成30年５月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
愛知県豊田市西岡町二本木78番地　グリーンコート二本木Ｂ―101、前住所愛知県豊田市大林町14丁目６番地７　タウニー大林105号
債務者　佐藤　敏和
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都築　真琴
4　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５７６号
横浜市泉区弥生台22番地１　シティハイツ弥生台406号
債務者　高梨　　勉
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　一平
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４３５号
東京都八王子市椚田町592番地48エステート峰105号
債務者　髙橋百合亜（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大泉　優子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月15日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１１６号
東京都調布市入間町１丁目23番地97白百合荘201
債務者　二瓶　裕子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大藏　隆子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年６月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１９号
長野県長野市丹波島３丁目823―２　カサデ　パティオＳ101号室、住民票上の住所長野県上田市鹿教湯温泉1371番地
債務者　齋藤　祐一
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恵太
4　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月４日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第１９０号
広島県安芸郡府中町桃山１丁目３番19―304号
債務者　大田　　隆
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白日　雄歩
4　破産債権の届出期間　平成30年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９７４号
福岡県筑紫野市上古賀１丁目17番10―205号
債務者　河上　秀光
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９７５号
福岡県筑紫野市上古賀１丁目17番10―205号
債務者　河上　裕子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３７２号
福岡市南区長住３丁目35番403号、前住所浜松市北区三方原町447番地の24　徳重宜子方
債務者　徳重　泰之
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高藤　基嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３７４号
福岡県糟屋郡志免町大字田富141番地１、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字植木302番地11
債務者　権藤酒店こと　權藤　裕幸
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本岡　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３０７号
福岡県糸島市浦志２丁目６番18―203号
債務者　倉光　　浩
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　孝旨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３０８号
福岡県糸島市浦志２丁目６番18―203号
債務者　倉光　友梨（旧姓入里）
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　孝旨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部